

1. 京都大学通則

(昭和 28 年達示第 3 号)

第 1 章 学 年

第 1 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 2 条 学期は、次の 2 期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

第 3 条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

創立記念日 6 月 18 日

夏季休業 8 月 6 日から 9 月 30 日まで

冬季休業 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、夏季休業及び冬季休業の期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、定期休業日に授業を行うことができる。
- 4 前 2 項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が別に定める。

第 2 章 学 部

第 3 条の 2 本学の学部及び学科並びにその学生定員は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

第 3 条の 3 前条の学部においては、当該学部の定めるところにより、学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第 4 条 入学は、学年の初め 1 回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該学部の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 入学の手続は、当該学部の定めるところによる。

第 5 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (4) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
- (5) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13

号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(10) 高等学校, 中等教育学校の後期課程又は文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程に2年以上在学した者であって, 本学において, 本学が教育研究を行っている学問分野における傑出した能力を有すると認めたもの

(11) 本学において, 個別の入学資格審査により, 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で, 18歳に達したもの

2 前項第10号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は, 当該学部の定めるところによる。

第6条 入学志望者に対しては, 試験を行う。

2 試験は, 当該学部の定めるところによる。

第7条 次の各号の一に該当する者は, 前条の規定にかかわらず選考のうえ, 入学を許可することがある。

(1) 一の学部を卒業した者が, 他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志望するとき。

(2) 中途退学をした者が同一学部に入學を志望するとき。

(3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業した者

2 前項に規定するもののほか, 編入学については, 当該学部の定めるところによる。

第8条 本学の他学部に入學を志望し, 又は他の大学若しくは専門職大学から本学に入學を志望する者は, 欠員のある場合に限り, 当該学部の定めるところにより許可することがある。

第9条 入学志望者は, 所定の期日までに, 願書を学部長あてに提出しなければならない。

第10条 入学志望者は, 願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず, 国費外国人留学生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。))第2条に定めるものをいう。以下同じ。)は, 検定料の納付を要しない。

3 受理した検定料は, 返還しない。ただし, 京都大学における学生納付金に関する規程(平成16年達示第63号。第67条において「学納金規程」という。)に定めるものについては, この限りでない。

第11条 入学志望者には, 健康診断を行う。

第12条 入学に際しては, 所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

2 入学料を納めない者には, 入学を許可しない。ただし, 次項の規定による手続をとつた者については, この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず, 特別の事由のある者については, 別に定める京都大学授業料, 入学料免除等規程(昭和53年達示第5号。以下「免除等規程」という。)による。

4 前項の規定による手続をとつた者が入学料全額の免除若しくは入学料の徴収猶予をされなかつた場合又は入学料の徴収猶予をされた場合において, 免除等規程の定めるところにより所定の期日までに納めるべき入学料を納めないときは, 学生の身分を失う。

5 第1項の規定にかかわらず, 第37条第1項第9号, 第3項第7号又は第53条の3第9号の規定により本学大学院に入學し, 課程を修了した者が, 当該入學前に在學した学部に入學するとき, 入学料の納付を要しない。

6 第1項の規定にかかわらず, 国費外国人留学生は, 入学料の納付を要しない。

7 受理した入学料は, 返還しない。ただし, 所定の入学手続期間内に入学を辞退し, かつ, 申し出た者については, この限りでない。

第13条 入学を許可された者は, 本学の定めた方式によつて宣誓を行うものとする。

第14条 除籍された者が, 再入學を願ひ出たときは, 除籍された日から3年以内に限り, 学部長の申請により教育研究評議会の議を経て, 総長が許可することがある。

第15条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第16条 科目の区分は、開講対象による区分として全学共通科目及び学部科目とし、教育目的・内容による区分として教養科目及び専門科目とする。

第17条 科目の単位数の計算の基準については、別に定める。

第17条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第18条 科目、授業、修業年限及び在学年限は、当該学部の定めるところによる。

2 前項の場合において、学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

第18条の2 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第18条の3 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、当該学部の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 特に学業優秀と認めた学生その他特別の必要があると認めた学生については、当該学部の定めるところにより、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第19条 学生は、他学部の科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

第20条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、他の大学、専門職大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、その科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）又は短期大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生に、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

4 第2項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

5 前各項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該学部の定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第21条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第5項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第22条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項又は第2項に定める科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における科目の学修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条第5項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第1項の規定により与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位(大学、専門職大学又は短期大学の学生として修得した単位及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。)を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第18条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

第23条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部が定める特別な課程を履修する医学部学生が、第37条第3項第7号の規定により、医学研究科に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

3 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対しては、学部長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

4 休学は、通算4年を超えることができない。ただし、第2項の規定により休学するときは、その期間を通算しない。

5 休学期間内に復学しようとするときは、その旨届け出なければならない。

6 休学期間は、在学年に算入しない。

第24条 学生が退学しようとするときは、その事由を申し出て、総長の許可を受けなければならない。

第25条 次の場合には、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が除籍する。

(1) 疾病その他の事由により成業の見込みがない者

(2) 授業料納付の義務を怠る者

第26条 試験は、当該学部の定めるところにより行う。

第27条 卒業の要件は、学部所定の期間在学し、学部所定の卒業に必要な単位数を修得し、学士試験に合格することとする。

2 前項の規定による卒業に必要な単位のうち、第17条の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

第27条の2 学部においては、学生に対して、前条第1項の学士試験及び学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。

第28条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日までに納めなければならない。ただし、第2期に係る授業料については、学生が申し出た場合、当該年度の第1期に係る授業料を納めるときに納めるも

のとする。

第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある者については、別に定める免除等規程による。
- 3 前2項に定めるもののほか、授業料の免除に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 第1項本文の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、授業料の納付を要しない。
- 5 受理した授業料は、返還しない。ただし、受理した授業料のうち、免除等規程第2条第1項、第3項、第4項又は第5項の規定により免除した授業料は、返還する。

第29条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第30条 停学を命ぜられた者は、その期間中であつても授業料を納付しなければならない。

第31条 学生は、別に定める学生票の交付を受け、常に携帯しなければならない。

第32条 学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

- 2 前項に規定する懲戒の必要がない学生についても、当該学生の所属する学部長が必要と認めたときは、当該学部長が、厳重注意その他の教育的措置を行うことができる。

- 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第33条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 譴責
- (2) 停学
- (3) 放学

第34条 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年に算入しない。

第3章 大学院

第35条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。

第35条の2 前条の研究科等においては、当該研究科等の定めるところにより、研究科等又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第36条 研究科(総合生存学館、地球環境学舎及び経営管理教育部を含む。以下同じ。)に博士課程を置く。

- 2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

- 3 博士課程(前項ただし書の博士課程を除く。)は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。

- 4 文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻及び経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻の博士課程は、前期2年の国際連携専攻(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第35条第1項の規定による外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻をいう。以下同じ。)の課程とし、医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の博士課程は、国際連携専攻(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第35条第1項の規定による外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻をいう。以下同じ。)とし、それぞれ前期2年及び4年の国際連携専攻の課程とする。

- 5 医学研究科社会健康医学系専攻、地球環境学舎地球環境学専攻及び経営管理教育部経営科学専攻の博士課程は、後期3年の課程とする。

- 6 第3項の規定にかかわらず、薬学研究科創発医薬科学専攻、アジア・アフリカ地域研究研究科及び総合生存学館の博士課程は、課程の区分を設けない。

- 7 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。
 - 8 学生で、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、その計画的な履修(第49条第5項、第50条第7項及び第53条の12第3項において「長期履修」という。)を許可することがある。
- 第36条の2 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、前条第4項に定める医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の入学時期は、当該研究科の定めるところによる。
 - 3 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。
- 第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。)の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者(学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認められた者
 - (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
 - (1) 修士の学位又は修士(専門職)若しくは法務博士(専門職)の学位を有する者
 - (2) 外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指

- 定するものの当該課程(本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。)を修了した者
- (5) 国際連合大学(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項の規定によるものをいう。次号において同じ。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者であつて、本学において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 3 医学研究科及び薬学研究科の博士課程(医学研究科医学専攻、医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程に限る。以下同じ。)に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
- (1) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程(修業年限が6年であるものに限る。)を修了した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程(修業年限が6年であるものに限る。)に4年以上在学した者(学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認められた者
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 4 第1項第9号及び第10号並びに第2項第6号及び第8号並びに前項第7号及び第8号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該研究科の定めるところによる。
- 第38条 入学志望者に対しては、試験を行う。
- 2 試験は、当該研究科の定めるところによる。
- 第39条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することがある。

(1) 第 37 条第 2 項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程（アジア・アフリカ地域研究 研究科に限る。）における博士後期課程の第 1 年次に相当する年次に入学を志望するとき。

(2) 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望するとき。

第 40 条 本学大学院の他研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部）を志望し、又は他の大学若しくは専門職大学の大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することがある。

2 同一研究科内における転専攻については、当該研究科の定めるところによる。

第 41 条 除籍された者が再入学を願い出たときは、除籍された日から 3 年以内に限り、研究科長（総合生 存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）の申請により教育研究評議会の議 を経て、総長が許可することがある。

第 42 条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。

第 42 条の 2 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第 4 条第 2 号の推薦による入学志望者は、検 定料の納付を要しない。

3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）との間におい て相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定（相互に正規学生を受け入 れるもので、その数並びに検定料、入学料及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているもの に限る。以下同じ。）に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる当該連携して 教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）の学生は、検定料の納付を要しな い。

第 42 条の 3 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第 4 条第 2 号又は第 4 号の推薦により、前項 の期間までにその採用が決定している者は、入学料の納付を要しない。

3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）との間におい て相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国の 大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生は、入学料の納付を要しない。

第 42 条の 4 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設するとともに研究指導の計画 を策定して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当 該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 国際連携専攻の教育課程の編成に当たっては、当該連携外国大学院が開設する科目を本学大学院の教育 課程の一部とみなして当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を 編成し、又は当該連携外国大学院と共同して科目を開設することができる。

第 42 条の 5 科目の区分は、大学院共通科目及び研究科科目とする。

第 42 条の 6 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行 うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業 を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に 利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第 1 項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行う

ことができる。

第 43 条 科目，その授業及び研究指導は，当該研究科の定めるところによる。

- 2 前項の場合において，研究科は，学生に対して，授業及び研究指導の方法及び内容並びに年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 3 当該研究科において必要と認めるときは，学部若しくは他の研究科等（研究科又は公共政策教育部をいう。以下同じ。）の科目を履修させ，修士課程，博士後期課程，一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の単位とし，又は他の研究科において研究指導を受けさせ，修士課程，博士後期課程，一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。
- 4 第 42 条の 4 第 3 項の規定による連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位又は連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導は，本学大学院における国際連携教育課程に係る科目の履修により修得し，又は当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。
- 5 第 42 条の 4 第 3 項の規定による連携外国大学院と共同して開設する科目の履修により修得した単位は，5 単位を超えない範囲で，本学大学院又は当該連携外国大学院のいずれかにおいて修得したものとすることができる。ただし，第 49 条第 2 項の規定により連携外国大学院において修得することとしている単位数に満たない場合は，当該単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

第 43 条の 2 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため，組織的な研修及び研究を行うものとする。

第 43 条の 3 教育上有益と認めるときは，当該研究科の定めるところにより，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

第 44 条 学生は，他の研究科等の科目を履修し，又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし，この場合所属の研究科及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位並びに前項の規定により受けた研究指導の取扱いについては，当該研究科の定めるところによる。

第 45 条 教育上有益と認めるときは，当該研究科の定めるところにより，他の大学又は専門職大学と協議のうえ，学生に，当該他の大学又は専門職大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは，当該研究科の定めるところにより，外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）と協議のうえ，学生に，休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し，その科目を履修することを許可することがある。

3 教育上有益と認めるときは，当該研究科の定めるところにより，学生に，外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

4 第 2 項に定めるもののほか，教育上有益と認めるときは，当該研究科の定めるところにより，審査のうえ，学生に，休学し，又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し，その科目を履修することを許可することがある。

5 前各項の規定により履修した科目について修得した単位は，当該研究科の定めるところにより，10 単位を超えない範囲で，本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第 46 条 学生で，他の大学若しくは専門職大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け，又は休学することなく外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）の大学院若しくは研究所等に留学し，研究指導を受けることを志望するものには，それぞれ前条第 1 項又は第 2 項に定めるものと同様の要件及び手続により，これを許可することがある。ただし，修士課程及び一貫制博士課程の修士課程

- に相当する年次の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。
- 第46条の2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位(大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 第47条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。
- 2 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対しては、研究科長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。
- 3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程において、それぞれ通算3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、2年以内の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程においては、なお、1年以内の休学を許可することができる。
- 第48条 試験及び研究指導の認定方法は、当該研究科の定めるところによる。
- 第49条 修士課程の修了の要件は、同課程に2年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき30単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に1年以上の在学をもつて足りるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、国際連携専攻の修士課程の修了の要件は、本学大学院において当該国際連携専攻の教育課程に係る科目の履修により15単位以上を修得し、かつ、当該連携外国大学院において国際連携教育課程に係るものとして開設する授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。
- 3 前項の規定により本学大学院において修得する単位数には、第43条第4項の規定により当該国際連携教育課程に係る科目の履修により修得したものとみなす連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位を含まないものとする。
- 4 第2項の規定により本学大学院又は連携外国大学院において修得する単位数には、第45条第5項の規定により本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす他の大学若しくは専門職大学の大学院又は外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)の大学院における科目の履修により修得した単位及び第46条の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位を含まないものとする。ただし、連携外国大学院に入学した学生が国際連携教育課程を履修するために本学大学院に入学する場合において、本学大学院に入学する前に当該連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位のうち、第46条の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす単位は、連携外国大学院において修得する単位数に含むことができる。
- 5 在学年限は、4年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。

第 50 条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に 3 年(専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号)第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年)以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に 5 年以上在学して専攻科目につき 30 単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

3 前 2 項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めるときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。

4 医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の修了の要件は、同課程に 4 年以上在学して専攻科目につき 30 単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

5 前項に定めるもののほか、国際連携専攻の博士課程の修了の要件は、第 49 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。この場合において、第 49 条第 2 項の規定中「修士課程」とあるのは「博士課程」と読み替える。

6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては 1 年(修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が 2 年未満のものにあつては、その在学期間を含めて 3 年)以上の、一貫制博士課程にあつては 3 年(第 39 条第 1 号に該当して入学した者で、修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者にあつては、大学院における 2 年以内の在学期間を含めて 3 年)以上の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程にあつては 3 年以上の在学をもつて足りるものとしてすることができる。

7 在学年限は、博士後期課程及び医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻においては 6 年を、一貫制博士課程においては 10 年を、医学研究科医学専攻及び薬学研究科の博士課程においては 8 年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。

第 50 条の 2 研究科においては、学生に対して、第 49 条第 1 項並びに前条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の論文の審査及び試験に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。

第 51 条 授業料は、年額を次の 2 期に分けて、所定の期日に納めなければならない。

第 1 期 4 月から 9 月まで 年額の 2 分の 1 に相当する額

第 2 期 10 月から 3 月まで 年額の 2 分の 1 に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生は、授業料の納付を要しない。

第 52 条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第 53 条 第 10 条第 3 項、第 11 条、第 12 条第 2 項ないし第 4 項及び第 7 項本文、第 13 条、第 17 条、第 23 条第 5 項及び第 6 項ないし第 25 条、第 28 条第 1 項ただし書及び第 2 項ないし第 4 項、第 30 条ないし第 34 条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第 25 条及び第 32 条第 2 項中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第 3 章の 2 専門職大学院

第 53 条の 2 第 36 条に定めるもののほか、法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。

- 2 前項の専門職大学院は、法学研究科の専門職学位課程に関し、これを法科大学院とする。
- 3 専門職学位課程(法科大学院の課程を除く。)の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があると認めるときは、医学研究科又は経営管理教育部の定めるところにより、1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 4 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。
- 5 専門職大学院である法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部の専攻及びその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 6 前項の研究科及び教育部においては、当該研究科又は教育部の定めるところにより、研究科若しくは教育部又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。)の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者(学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めたもの(当該単位の修得の状況及び法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めたものを含む。)
 - (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 前項第9号及び第10号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部(以下第53条の15までにおいて「研究科又は教育部」という。)の定めるところによる。

第53条の4 教育課程は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

第53条の4の2 科目の区分は、大学院共通科目及び専門職大学院科目とする。

第 53 条の 4 の 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

3 第 1 項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 前項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

5 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

6 第 1 項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第 53 条の 5 科目及び授業は、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

2 前項の場合において、研究科又は教育部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

3 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学部又は他の研究科等の科目を履修させ、専門職学位課程の単位とすることができる。

第 53 条の 6 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学生が各年次において履修し、修得すべき授業科目、単位数その他上位の年次に進級させる基準並びに同一年次において在学することができる年限を定めることができる。

第 53 条の 7 学生は、他の研究科等の科目を履修することができる。ただし、この場合所属の研究科又は教育部及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位の取扱いについては、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

第 53 条の 8 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、他の大学又は専門職大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学又は専門職大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3 前項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

4 前 3 項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科又は教育部の定めるところにより、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、法学研究科にあつては 30 単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は法科大

学院(以下「専門職大学院等」という。)における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

第 53 条の 9 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位(大学院設置基準第 15 条において準用する大学設置基準第 31 条第 1 項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについては、前条第 4 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えないものとし、法学研究科にあつては 30 単位(前条第 4 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。ただし、専門職大学院設置基準第 20 条の 7 第 6 号にいう認定連携法曹基礎課程(以下「認定連携法曹基礎課程」という。)を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者がその入学前に当該法科大学院以外の専門職大学院設置基準第 20 条の 7 第 6 号にいう認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、前条第 4 項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 46 単位(同条第 4 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

第 53 条の 10 休学は、通算 3 年を超えることができない。

第 53 条の 11 試験は、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

第 53 条の 12 専門職学位課程(法科大学院の課程を除く。)の修了の要件は、同課程に 2 年(第 53 条の 2 第 3 項ただし書の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とする場合にあつては、当該期間)以上在学し、専攻科目につき医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部が定める 30 単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。この場合において、単位の修得以外の教育課程の履修を課すときは、当該履修の方法及びその学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ学生に対し明示するものとする。

2 法科大学院の課程の修了の要件は、同課程に 3 年以上在学し、法学研究科が定める 93 単位以上を修得することとする。

3 在学年限は、4 年(法科大学院にあつては 6 年)を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。ただし、第 53 条の 6 第 2 項の規定により当該研究科又は教育部において同一年次に在学する年限を定めるときは、当該年限を超えることができない。

第 53 条の 13 第 53 条の 9 第 1 項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科又は教育部が必要と認める事項を勘案して当該研究科又は教育部が認める期間は、1 年を超えない範囲で、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、第 53 条の 2 第 3 項ただし書の規定により 1 年以上 2 年未満の期間を標準修業年限とする場合において、当該専門職大学院の課程に在学したものとみなすことができる期間は、当該 1 年以上 2 年未満の期間から 1 年を減じた期間を超えることができない。

第 53 条の 14 第 53 条の 12 第 2 項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学

院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下本条において「法学既修者」という。)に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位(法学研究科が定める必修科目の単位を含む。)については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)は、第53条の8第4項及び第53条の9第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第53条の8第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

4 認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者に関する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「30単位」とあるのは「46単位」と、前項中「第1項ただし書の規定により30単位」とあるのは「第1項ただし書の規定により46単位」と、「合わせて30単位」とあるのは「合わせて46単位」とする。

第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第39条(第2号の場合に限る。)、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する(法科大学院にあつては、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第51条第2項を除く。)。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条第8項、第36条の2、第38条第2項及び第39条(第2号の場合に限る。)中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科(地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部)」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長(総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。)」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。

第4章 学 位

第54条 学士試験に合格した者には、学士の学位を授与する。

第55条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第49条第1項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第55条の2 専門職学位課程(法科大学院の課程を除く。)を修了した者には、修士(専門職)の学位を授与する。

2 法科大学院の課程を修了した者には、法務博士(専門職)の学位を授与する。

第56条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

第57条 前条に規定するもののほか、別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して、博士論文の

審査及び試験に合格し、かつ、学識の確認を経た者にも、前条と同様の学位を授与する。

第 58 条 この章に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、特別交流学生等

第 59 条 外国人で第 5 条及び第 37 条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、外国学生として入学を許可することがある。

2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより学位を授与する。

第 60 条 公の機関又は団体等から、その所属の職員につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を願い出たときは、当該学部又は研究科等の定めるところにより、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、修了証書を授与する。

第 61 条 本学の学生以外の者で学部又は大学院において、1 又は複数の科目の履修を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生で履修した科目につき、当該学部又は研究科等の定めるところにより試験のうへ、単位を与えることができる。

第 62 条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは、証明書を交付する。

第 63 条 他の大学、専門職大学若しくは外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）の学生又は他の大学、専門職大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 他の大学、専門職大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。

3 「大学院教育における大学間学生交流に関する協定書」（平成 19 年 12 月 25 日発効）に基づき、大学院において研究指導を受け、又は聴講を志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別交流学生として入学を許可することがある。

4 特別聴講学生又は特別交流学生として聴講した科目については、試験のうへ、単位を与える。

第 63 条の 2 第 61 条、第 62 条並びに前条第 1 項及び第 4 項（特別聴講学生に限る。）の規定は、国際高等教育院の場合に準用する。この場合において、第 61 条第 1 項、第 62 条第 1 項及び前条第 1 項中「学部又は大学院」とあるのは「国際高等教育院」と、第 61 条第 1 項及び第 2 項、第 62 条第 1 項並びに前条第 1 項中「当該学部又は研究科等」とあるのは「国際高等教育院」と読み替えるものとする。

第 64 条 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学する者は、入学料の納付を要しない。

3 委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、履修又は聴講科目の単位数に応じて、特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければ

ならない。ただし、特別交流学生並びに次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。

- (1) 国立大学(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき設置される大学で、当該大学との間における学生の交流協定又は協議に基づき授業料の相互不徴収が確認できるものに限る。)の学生又は大学院の学生
 - (2) 本学と公立又は私立の大学又は専門職大学との間において締結した大学間相互単位互換協定(相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学又は専門職大学の学生
 - (3) 本学と公立又は私立の大学又は専門職大学との間において締結した大学間特別研究学生交流協定(相互に研究指導を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学又は専門職大学の大学院の学生
 - (4) 本学と外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この号において同じ。)との間において締結した大学間交流協定(学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。)に基づき受け入れる外国の大学の学生
- 4 前3項の規定にかかわらず、科目等履修生又は聴講生として入学を志望し、又は入学する国費外国人留学生は、検定料、入学料及び授業料の納付を、Kyoto University International Undergraduate Programにおける予備教育科目を履修するために国際高等教育院の聴講生として入学する者は、入学料及び授業料の納付を要しない。
- 5 受理した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。
- 6 入学料又は授業料を納めないときは、入学又は聴講若しくは研究指導を受けることを許可しない。
- 第65条 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第5項及び第7項、第13条、第14条、第18条ないし第26条、第28条第1項、第2項及び第4項、第29条ないし第34条の規定は、学部の外国学生に準用する。
- 2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項及び第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。
- 3 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条の規定は、学部の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。
- 4 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条、第40条、第41条、第44条第1項、第48条、第53条後段の規定は、大学院の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。
- 5 第24条、第26条、第30条ないし第33条の規定は、学部の特別聴講学生に準用する。
- 6 第24条、第30条ないし第33条、第48条の規定は、大学院の特別聴講学生及び特別研究学生に準用する。
- 7 第24条、第31条ないし第33条、第48条の規定は、特別交流学生に準用する。
- 8 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条の規定は国際高等教育院の科目等履修生及び聴講生に、第24条、第26条、第30条ないし第33条の規定は国際高等教育院の特別聴講学生に準用する。この場合において、第19条中「所属学部長」とあるのは「国際高等教育院長」と、第25条中「学部長」とあるのは「国際高等教育院長」と、第26条中「当該学部」とあるのは「国際高等教育院」と読み替えるものとする。

第 66 条 この章及び別に定めるもののほか，特定の学部又は研究科等において特定の方法により学修を志望する者については，当該学部又は研究科等の定めるところによる。

第 6 章 授業料等の額

第 67 条 第 10 条第 1 項及び第 42 条の 2 第 1 項の検定料並びに第 12 条第 1 項及び第 42 条の 3 第 1 項の入学料の額並びに第 28 条第 1 項及び第 51 条第 1 項の授業料の年額並びに第 64 条第 1 項の検定料，同条第 2 項の入学料及び同条第 3 項の授業料の額は，それぞれ学納金規程の定めるところによる。

附 則 (略)

別 表 (略)

2. 京都大学文学部規程

昭和24年12月19日制定

第1 学 科

第1条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。

人文学科

第2 入 学

第2条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

第3条 入学候補者の決定は、教授会で行う。

第3 修 学

第4条 授業は、学部科目及び全学共通科目を必修科目及び選択科目に分けて行う。

第5条 学部科目及び全学共通科目の単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。

第5条の2 1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、別に定める。

第6条 京都大学通則(昭和28年達示第3号。以下「通則」という。)第19条の規定により他学部の科目を履修しようとする者は、学年の初め又は学期の初めに学部長に願い出て、当該学部の学部長の許可を受けるものとする。

第7条 通則第20条第1項の規定により他の大学の科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第8条 通則第20条第2項又は第4項の規定により外国の大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第9条 修学期間は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3年次に入学した者の修学期間は、2年とする。

第4 試 験

第10条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

2 科目試験は、受験の申出をした者に対して行う。

3 論文試験は、所定の科目試験に合格した者に対して行う。ただし、論文題目は、専攻科目の範囲内に限る。

第11条 前条の論文は、教授会の指定した教員が審査する。

第12条 試験実施の期日その他については、あらかじめ告知する。

第5 学士の学位授与

第13条 4年以上在学し、学部の定めるところにより、144単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。

- 2 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、前項の単位数に含めることがある。
- (1) 第6条、第7条及び第8条の規定により他学部並びに他の大学及び外国の大学において履修し修得した単位数
 - (2) 通則第21条第1項の規定により文部科学大臣が別に定める学修により履修し修得した単位数
 - (3) 通則第22条第1項の規定により本学に入学する前に大学又は短期大学において履修し修得した単位数(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。)
 - (4) 通則第22条第2項の規定により本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により履修し修得した単位数
- 3 第15条の規定により本学他学部又は他大学から本学部に転学した場合における転学前に履修し修得した単位数は、教授会の議を経て、第1項の単位数に含めることがある。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第3年次に入学した者の学士の学位授与に必要な単位数は、別に教授会で定める。

第6 在 学

第14条 在学は、7年を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3年次に入学した者の在学は、4年を超えることができない。

第7 転 学

第15条 本学他学部学生若しくは他大学の学生で本学部に転学を志望する者又は本学部学生で他学部へ転学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第8 科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生

第16条 通則第61条第1項の規定により科目等履修生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

第17条 特定の科目につき聴講を志望する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生の取扱いその他については、別に定める。

第18条 通則第63条第1項の規定により特別聴講学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

附則(中略)

附則

この規程は、平成16年7月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成25年12月19日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

3. 京都大学大学院文学研究科規程

昭和28年4月7日制定

第1 専 攻

第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。

文献文化学専攻

思想文化学専攻

歴史文化学専攻

行動文化学専攻

現代文化学専攻

京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻

第2 入 学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、文学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)で定める。

2 京都大学通則(以下「通則」という。)第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科教授会で定める。

第3条 入学候補者の決定は、研究科教授会で行う。

第3 転学、転科及び転専攻

第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、欠員のある場合に限り、研究科教授会の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、欠員のある場合に限り、研究科教授会の議を経て、許可することがある。

第4 授業、研究指導及び学修方法

第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、研究科教授会で定める。

第6条 各学生につき、指導教員を定める。

2 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を学修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、学年の初めに願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。

第8条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を学修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を学修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、研究科教授会の議を経て、許可することがある。

2 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、前項と同様の要件及び手続により、許可することがある。

3 前2項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数の一部又は全部は、研究科教授会の議を経て、

それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数の一部として認定することができる。

(1) 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で学修した科目及びその単位数、受けた研究指導並びに在学年数

(2) 前2条の規定により学修した科目及びその単位数並びに受けた研究指導

(3) 通則第46条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）

第5 試 験

第10条 科目の試験は、学年の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することができる。

2 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。

3 前項の届出期日は、あらかじめ告知する。

第6 論文審査、課程修了の認定等

第11条 修士論文及び博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、修士論文にあつては研究科教授会、博士論文にあつては研究科会議（以下「研究科教授会等」という。）で行う。

第12条 修士論文及び博士論文の提出の時期及び要件並びに試験実施の時期及び方法は、研究科教授会等で定める。

第13条 修士課程及び博士後期課程の修了の認定は、研究科教授会等で行う。

第14条 通則第57条の規定により学位の授与を申請した者の博士論文の審査及び試験は、博士後期課程における論文の審査及び試験と同一の手続による。

第15条 前条に規定する者の学識の確認は、筆答試問及び口頭試問により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

2 前項の学識の確認については、専攻学術に関し、博士後期課程を修了した者と同等以上の学識を有することが確認されなければならない。

第16条 本研究科の博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、その者に係る前条の学識確認のための試問を免除することができる。

第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生

第17条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科教授会の議を経て、許可することがある。

第18条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、研究科教授会の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

4. 系及び専修に関する内規

昭和 35 年 5 月 9 日制定
 平成 16 年 12 月 16 日改正
 平成 25 年 2 月 18 日改正
 平成 29 年 4 月 29 日改正
 令和 5 年 1 月 19 日改正

1. 平成 24 年度から平成 27 年度の入学者【平成 30 年度以降専修分属降該当者なしのため、記載省略】

2. 平成 28 年度以降の入学者

- 1) 1 年次の 10 月に志望する系の届出を必ずしなければならない。
- 2) 志望する系の届出期日は毎年 9 月下旬に掲示する。
- 3) 2 年次の 10 月に志望する専修の届出を必ずしなければならない。
- 4) 志望する専修の届出期日は毎年 9 月下旬に掲示する。
- 5) 各系及び専修は次表のとおりであり、各専修の収容人員は同表を基準として決定する。なお、この内規でいう収容人員とは、1 学年あたりの受入可能数である。

哲学基礎文化学系		歴史基礎文化学系	
哲学専修	10 名	日本史学専修	20 名
西洋哲学史専修	20 名	東洋史学専修	20 名
日本哲学史専修	10 名	西南アジア史学専修	10 名
倫理学専修	10 名	西洋史学専修	20 名
宗教学専修	10 名	考古学専修	10 名
キリスト教学専修	10 名		
美学美術史学専修	20 名	行動・環境文化学系	
		心理学専修	20 名
東洋文化学系		言語学専修	20 名
国語学国文学専修	20 名	社会学専修	20 名
中国語学中国文学専修	20 名	地理学専修	20 名
中国哲学史専修	10 名		
インド古典学専修	20 名	基礎現代文化学系	
仏教学専修	10 名	科学哲学科学史専修	10 名
		メディア文化学専修	10 名
西洋文化学系		現代史学専修	10 名
西洋古典学専修	10 名		
スラブ語学スラブ文学専修	5 名		
ドイツ語学ドイツ文学専修	10 名		
英語学英文学専修	20 名		
アメリカ文学専修	10 名		
フランス語学フランス文学専修	20 名		
イタリア語学イタリア文学専修	10 名		

- 6) 専修志望者数が上記の基準を超過し、選考を行うときは、2 年次までの学業成績その他を勘案する。
- 7) 所属系及び専修が決定しない者は、2 年次及び 3 年次以降に配当された本学部学部科目を履修することができない。

- 8) 所属系及び専修は11月に決定し、翌年4月1日に分属する。
 - 9) 分属後の専修の変更の願出期日は毎年1月とする。
 - 10) 転学部(転入)の願出期日は毎年10月上旬に掲示する。
3. 専攻及び専修の收容人員は、事情により変更することがある。
 4. この内規に定めるもののほか、専修等への分属に関し必要な事項は、文学部教授会が定める。
 5. 本内規は、令和5年4月1日から適用する。ただし、令和5年3月31日までは、改正前の内規により取り扱う。
- 注1 専修に分属する際、所属する系に関係なく分属できます。
- 注2 転学部(転入)については掲示に注意すること。

5. 図 書

(1) 京都大学文学研究科図書館利用規則

平成 22 年 7 月 15 日全部改正
平成 23 年 3 月 14 日改正
平成 31 年 2 月 21 日改正
令和 2 年 2 月 20 日改正
令和 5 年 2 月 16 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都大学大学院文学研究科の組織に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日達示第 7 号）第 9 条第 6 項に定める文学研究科図書館（以下「図書館」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(図書館資料)

第 2 条 図書館に、以下の図書その他の資料（以下「図書館資料」という。）を置く。

- (1) 貴重図書
- (2) 普通図書
- (3) 参考図書
- (4) 視聴覚資料
- (5) 逐次刊行物
- (6) その他の資料

(利用者)

第 3 条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 文学部の学生等
- (2) 文学研究科の学生等
- (3) 文学研究科の教職員、名誉教授、元教授
- (4) 本学学部の学生等（第 1 号に該当する者を除く。）
- (5) 本学大学院の学生等（第 2 号に該当する者を除く。）
- (6) 本学の役員、教職員、名誉教授（第 3 号に該当する者を除く。）
- (7) 文学部卒業者、文学研究科修士課程及び博士後期課程修了者、文学博士、文学研究科博士後期課程研究指導認定者（単位取得退学者を含む。）
- (8) 本学の卒業生（大学院修了者を含む。）（第 7 号に該当する者を除く。）
- (9) その他図書館資料の閲覧、検索、複写等を希望する者

2. 前項の学生等には、次の各号に該当する者を含むものとする。

- (1) 京都大学通則（昭和 28 年 4 月 7 日達示第 3 号）第 5 章に該当する者
- (2) 京都大学研修規程（昭和 24 年 5 月 12 日達示第 3 号）の各条に該当する者
- (3) 京都大学研究生規程（昭和 50 年 1 月 9 日達示第 37 号）の各条に該当する者

(施設)

第 4 条 図書館に、次の各号の施設を設置する。

- (1) 文学部校舎閲覧室
- (2) 学術雑誌閲覧室

- (3) 文学部校舎書庫
- (4) 学術雑誌閲覧室書庫
- (5) 貴重書庫

(施設の利用)

第5条 利用者は、文学部校舎閲覧室及び学術雑誌閲覧室を利用することができる。

2. 利用者のうち次の各号に掲げる者は、所定の手続きを経た上で、文学部校舎書庫を利用することができる。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号、第5号及び第6号の各号に該当する者
- (2) 同項第7号のうち文学研究科図書館長（以下「図書館長」という。）の許可を得た者
- (3) その他図書館長が特に認めた者

3. 利用者のうち次の各号に掲げる者は、所定の手続きを経た上で、学術雑誌閲覧室書庫を利用することができる。

- (1) 第3条第1項第1号から第8号の各号に該当する者
- (2) その他図書館長が特に認めた者

4. 図書館長が、図書館の運営に支障をきたすおそれがあると認めるときは、図書館施設の利用を制限することができる。

(開館日及び開館時間)

第6条 開館日及び開館時間は、図書館長が別に定める。

(休館日)

第7条 休館日は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 毎月15日（第1号に定められた休館日と重なる場合は翌開館日）
- (3) 4月最初の開館日2日間
- (4) 創立記念日（6月18日）
- (5) 8月第3週
- (6) 京都大学通則（昭和28年達示第3号）第3条に規定する冬季休業の期間

2. 前項の規定にかかわらず、図書館長が特に必要と認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。

(目録及び利用規則の備付)

第8条 図書館資料の利用に供するため、図書館資料の目録及び本利用規則を文学部校舎閲覧室及び学術雑誌閲覧室に備え付けるものとする。

(閲覧室及び書庫内資料の閲覧)

第9条 利用者は、文学部校舎書庫及び学術雑誌閲覧室書庫に保管されている図書館資料を、所定の手続きを経た上で、書庫から持ち出し閲覧することができる。

2. 利用者は、文学部校舎閲覧室及び学術雑誌閲覧室に保管されている図書館資料を自由に閲覧することができる。また所定の手続きを経た上で、文学部校舎閲覧室及び学術雑誌閲覧室から持ち出し閲覧することができる。

3. 利用者は、第1項及び第2項の手続きを経た上で持ち出した図書館資料を、当日中に返却しなければならない。

(貴重図書の閲覧)

第10条 貴重図書の閲覧を希望する者は、あらかじめ所定の閲覧願により、許可を得るものとする。

2. 貴重図書は、あらかじめ定められた場所で閲覧するものとする。

(普通図書の貸出)

第11条 第3条第1項第1号から第6号に該当する利用者は、所定の手続を経た上で、別表に定める冊数及び期間を限度に、普通図書の貸出を受けることができる。

2. 前項に掲げる貸出期間が夏季休業（京都大学通則第3条）期間中に満了する場合、図書館長は前項の規定にかかわらず、貸出時に貸出期間を延長することができる。

3. 利用者は、貸出期間の延長を希望する際は、所定の貸出期間延長手続を経なければならない。

4. 前項に定める貸出期間の延長は、1度のみ可能とする。ただし第2項の適用を受ける場合は、延長を認めない。

5. 第3条第1項第1号から第6号に該当する利用者が借受け期間中にその身分を失う場合には、その2週間前までに貸出を受けた図書館資料を返却しなければならない。

6. 第1項に定める貸出期間にかかわらず、図書館長は利用者が貸出を受けている図書館資料の返却を求めることができる。

(貸出及び閲覧の制限)

第12条 以下の各号に掲げる図書館資料の貸出は行わない。

(1) 第2条第1号及び第3号から第5号

(2) 第2条第6号のうち、修士論文、博士論文及び図書館長が指定した資料

2. 図書館長は、以下の各号に掲げる範囲内で、図書館資料の閲覧及び貸出を制限することができる。

(1) 当該図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分

(2) 当該図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間

(3) 当該図書館資料等を利用させることにより、資料に破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合

(研究室備付図書)

第13条 第11条及び第12条第1項第1号の規定にかかわらず、文学研究科教員は研究又は教育のために図書館資料の貸出を受け、自身の個人研究室又は専修の共同研究室に備え付けることができるものとする。

2. 研究室に備え付ける目的で、図書館資料の貸出を希望する者は、所定の手続きを経なければならない。

3. 研究室備付図書の貸出期間は、貸出を受けた者の退職日までとする。

4. 貸出を受けた者が出張等により1年以上文学研究科を離れる場合、研究室備付図書は返却しなければならない。

(転貸の禁止)

第14条 貸し出された図書館資料は、他人に転貸してはならない。

(汚損・紛失)

第15条 利用者は、図書館資料を紛失、汚損、又は機器その他の設備をき損したときは、速やかに図書館長に届け出なければならない。

2. 図書館資料を汚損若しくは紛失した者には、代本又は相当の弁済を求めるものとする。

(延滞による借受の禁止)

第16条 第11条の貸出期間を超過した者に対し、図書館長は一定期間、図書館資料の貸出を禁止するものとする。

(複写及び撮影、翻刻、掲載等)

第17条 利用者は、学術研究及び教育並びに学習のために図書館資料の複写及び、撮影、翻刻、掲載等（以下「特別利用」という。）を希望する場合、所定の手続きを経なければならない。

2. 図書館資料の複写及び特別利用に係る著作権侵害等についての責任は、利用者が負わなければならない。
3. 寄託書及び未刊私文書等の複写及び特別利用は、利用者が所有者及び著作権者の承認を受けなければならない。
4. 複写又は撮影により、当該資料に破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合、図書館長はその資料の複写を制限することができる。
5. 特別利用に関し必要な事項は、京都大学図書館保管資料特別利用規則（平成17年1月28日総長裁定）の定めるところによる。
6. 前項に関わらず、特別利用に係る利用料の納付は免除する。
7. 図書館資料の特別利用に係り問題が生じた場合、図書館は一切の責任を負わない。
8. 借受図書を図書館長の許可なく複写又は撮影し外部に使用した者には、直ちにその図書館資料の返却を求めるとともに、図書館資料の利用を禁止するものとする。

(参考調査)

第18条 利用者は、学習、教育又は研究のため必要があるときは、資料の所在調査等を依頼することができる。

(相互利用)

第19条 第3条第1項第1号から第3号に該当する利用者は、他の大学等学外諸機関（外国の大学等を含む。）の所蔵する図書館資料の利用を依頼することができる。

(個人情報漏えい防止のために必要な措置)

第20条 図書館長は、図書館資料に個人情報（京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成17年達示第1号）第2条第1項に規定するものをいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当該図書館資料の施錠設備への格納その他の物理的な接触の制限
- (2) 図書館資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するために必要な措置
- (3) 図書館の職員に対する教育・研修の実施
- (4) その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

(遵守事項)

第21条 利用者は、館内においては職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館内の各フロアや施設等の注意事項に従って利用すること。
- (2) 図書館資料、機器その他の設備を丁寧に扱い、紛失、汚損又は毀損しないこと。
- (3) 他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。
- (4) 許可なく撮影を行わないこと。

(利用の拒否)

第22条 図書館長は、この規則もしくはその他の規則に違反し、又はその指示に従わない利用者に対して、図書館の利用の禁止又は制限をすることができる。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、図書館長が定める。

附則

1. この規程は、平成22年7月15日から実施する。
2. 京都大学大学院文学研究科図書館一般利用規程（平成16年9月30日制定）、文学研究科図書館利用規則（昭和25年10月26日制定）、文学部学生等図書館利用規則（昭和25年10月26日制定）、文学研究科図書複写・撮影規則（昭和32年5月16日制定）は、第1項の実施日をもって廃止する。

附則（平成23年3月14日教授会決定）

（実施期日）

この規則は、平成23年4月1日から実施する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から実施する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から実施する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から実施する

別表（第11条第1項関係）

利用者	貸出冊数	貸出期間
文学部の学生等（第3条第1項第1号）	25冊	2か月
文学研究科の学生等（第3条第1項第2号）	40冊	2か月
文学研究科の教職員、名誉教授、元教授（第3条第1項第3号）	65冊	1年
本学の学部及び大学院学生等（第3条第1項第4号及び5号）	10冊	2週間
京都大学の役員、教職員、名誉教授（第3条第1項第6号）	10冊	1か月

(2) 京都大学文学研究科図書館利用施行細則

平成 22 年 7 月 15 日 制定
平成 28 年 1 月 22 日 改正
平成 31 年 2 月 21 日 改正
令和 2 年 2 月 20 日 改正
令和 5 年 2 月 16 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、京都大学文学研究科図書館利用規則（以下「利用規則」という。）第 2 3 条に基づき、京都大学文学研究科図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(書庫利用の許可)

第 2 条 利用規則第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる者が文学部校舎書庫の利用を希望する場合は、入庫検索許可願を提出し許可を受けるものとする。

2. 利用規則第 5 条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 2 号に定める文学部校舎書庫及び学術雑誌閲覧室書庫の利用を希望する者は、文学研究科教員の紹介を受けた上で入庫検索特別許可願を提出し許可を受けるものとする。利用の有効期限は 3 ヶ月以内とする。

(学外者の利用手続)

第 3 条 利用規則第 3 条第 1 項第 9 号に掲げる者が図書館の利用を希望するときは、あらかじめ所蔵調査依頼をするものとする。利用の際には、あわせて身分を証明するものを提出しなければならない。

(書庫利用手続等)

第 4 条 文学部校舎書庫及び学術雑誌閲覧室書庫の利用を希望する者は、受付に学生証、職員証、図書館利用証又は入庫検索許可票を提出し、入庫票の交付を受けるものとする。

2. 利用者は、書庫利用中、図書掛員が確認できる場所に入庫票を掲示しなければならない。
3. 利用者は、書庫に筆記用具以外の荷物を持ち込むことはできない。ただし調査研究の目的で筆記用具以外の荷物の持ち込みを希望する者は、入庫票の交付の際に、その荷物を図書掛員に提示し、承諾を得なければならない。

(開館日及び開館時間)

第 5 条 図書館の開館日は月曜日から金曜日までとする。

2. 図書館の開館時間は、以下のとおりとする。

施設名	開館時間	閉館時間
文学部校舎閲覧室	午前 9 時	午後 7 時
文学部校舎書庫	午前 9 時	午後 6 時 45 分
学術雑誌閲覧室	午前 10 時	午後 6 時
学術雑誌閲覧室書庫	午前 10 時	午後 5 時 45 分

(夏季休業期間(京都大学通則(昭和28年4月7日達示第3号)開始日から8月31日まで及び12月最終開館日の開館時間)

施設名	開館時間	閉館時間
文学部校舎閲覧室	午前9時	午後5時
文学部校舎書庫	午前9時	午後4時45分
学術雑誌閲覧室	午前10時	午後5時
学術雑誌閲覧室書庫	午前10時	午後4時45分

3. 前項にかかわらず、次の各号に掲げる利用者の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(1) 文学部校舎閲覧室を利用する第3条第1項第8号に該当する利用者

(2) 第3条第1項第9号に該当する利用者

4. 図書館長は第1項から第3項にかかわらず、特に必要と認めるときは、臨時に開館日及び開館時間を変更することができる。

(図書館資料の閲覧に関する所定の手続)

第6条 利用規則第9条により普通図書の閲覧を希望する者は、以下の手続きを経なければならない。

(1) 受付で学生証、職員証、図書館利用証、入庫検索許可票又は身分証を提示の上、閲覧証に所要の事項を記入し提出しなければならない。

(2) 閲覧手続きにあたり、図書掛員が図書館業務システムを利用した場合は、前号にかかわらず閲覧証の提出を必要としない。

(閲覧中の図書館資料の保留)

第7条 利用者が、閲覧終了後も引き続き当該図書館資料の閲覧を希望する場合は、翌日まで受付にて保留を認めるものとする。

(貴重図書の閲覧に関する所定の手続)

第8条 利用規則第10条に定める貴重図書の閲覧を希望する者は、貴重図書閲覧願を提出し、図書館長の許可を得なければならない。

なお、図書館長は同願を許可する際、その図書館資料を管理する専修の教員の承諾を経るものとする。

(図書館資料の貸出に関する所定の手続)

第9条 利用規則第11条に定める普通図書の貸出を希望する者は、以下の手続きを経なければならない。

(1) 受付で希望する図書館資料とともに学生証、職員証又は図書館利用証を提示の上、図書借用証に所要の事項を記入し提出しなければならない。

(2) 貸出手続きにあたり、図書掛員が図書館業務システムを利用した場合は、前号にかかわらず図書借用証の提出を必要としない。

(延滞罰則の適用日数)

第10条 利用規則第16条による図書館資料の貸出禁止期間は、当該図書館資料の返却期限日から実際の返却日までの日数を超えないものとする。

(複写及び、撮影、翻刻、掲載等（以下「特別利用」という。）に関する所定の手続)

第11条 利用規則第17条により図書館資料の複写を希望する者は、申込書を提出するとともに、その複写物について図書掛員の検認を受けなければならない。

2. 利用規則第17条第5項により図書館資料の特別利用を許可する際、図書館長はその図書館資料を管理する専修の教員の承諾を経るものとする。

附則

この細則は、平成22年7月15日から施行する。

附則

この細則は、平成28年1月22日から施行する。

附則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

(3) 文学研究科所蔵特殊文庫

(※印は文庫として別置していない)

名称	概要	冊数	専修
1. 池田文庫	大阪外国語学校露語部一期生であった池田久雄氏旧蔵の語学・文学・社会学・芸術など広範囲にわたるロシア語文献コレクションである。	2, 159 冊	(言語学)
2. 井上文庫	本学部名誉教授(西洋史学)井上智勇博士の旧蔵書で、ローマ史を中心とする西洋古代史関係の文献(独・英・仏語)が主となっている。	517 冊	(西洋史学)
※ 3. 今西文庫	朝鮮史学を専門とした本学部教授(東洋史学)今西龍博士旧蔵の中国語関係書籍である。	4, 336 冊	(中哲文)
4. 植田文庫	本学部教授(美学美術史学)であった植田寿蔵博士旧蔵の美学関係書のコレクションである。	1, 592 冊	(美学)
5. 内田文庫	本学部国史学教室の創設者内田銀蔵博士旧蔵の国史関係書を主としたコレクションである。	3, 650 冊	(国史学)
6. 穎原文庫	本学部教授(国語学国文学)であった穎原退蔵博士旧蔵の国文学関係のコレクションである。同教授の専門であった俳書の版本をはじめ、写本も数多い。	6, 040 冊	(国文学)
7. 大山文庫	本学部名誉教授(ドイツ文学)大山定一先生の旧蔵書で、近世から現代に至るドイツ文学研究資料である。特に、Goethe, Rilke 関係の文献が多い。	1, 451 冊	(独文学)
8. 岡嶋文庫	本学部講師(西洋史学)であった岡嶋誠太郎氏の旧蔵書。エジプト学の専門書が揃っており、古代オリエント研究に寄与するところが大きい。	233 冊	(西洋史学)
9. 金倉文庫	イタリア独立運動史を専門とした金倉英一氏の旧蔵書で、イタリア政治史関係のコレクションである。その大部分はイタリア語の文献である。	428 冊	(西洋史学)
※10. 狩野文庫	文学部創設以来、中国哲学・中国語学・中国文学の講座を担当した本学部名誉教授狩野直喜博士の旧蔵書の一部で、宋・元・明版の貴重なものが多い。	3, 651 冊	(中哲文)
11. 木方文庫	本学部英文学出身の木方庸助博士の旧蔵書で、中世末期から近世初期に至るイギリス演劇に関する文献が主となっている。	154 冊	(英文学)
12. 木村孝一記念図書	昭和 5 年本学部社会学専攻を卒業した木村氏の歿後、母堂より寄贈されたもの。研究に必要な基本的文献が揃っている。	502 冊	(社会学)
13. クラーク文庫	本学部教師(英文学)であった Edward B Clarke 氏旧蔵の英文学関係書のコレクションである。	5, 133 冊	(英文学)
14. 桑原文庫	本学部名誉教授(東洋史学)桑原隲蔵博士旧蔵の東洋史関係のコレクションである。博士の専門が東西交渉史であったことから、洋書も多く含まれている。	12, 457 冊	(東洋史学)
15. 島文庫	本学部名誉教授(倫理学)島芳夫博士の旧蔵書(洋書)で、古代ギリシア思想からベルグソンなどの「生の哲学」に至る各時代の哲学書が幅広く収められている。	820 冊	(倫理学)
16. 清水文庫	本学部美学を専攻して卒業ののち、アメリカ現代文学・演劇・映画研究者となった清水光(本名:光繁)氏の旧蔵書。英米文学書のコレクションである。	727 冊	(米文学)
※17. 十硯山房旧蔵書	書肆文求堂の主人であり、中国書誌学者としても著名な田中慶太郎氏の旧蔵書で、貴重な資料が多い。	1, 060 冊	(中哲文)
※18. 鈴木文庫	本学部名誉教授(中国語学中国文学)鈴木虎雄博士旧蔵の中国関係図書のコレクションで		

- 漢籍を中心としている。 14, 025 冊 (中哲文)
19. 須田文庫 本学部美学美術史学出身の須田国太郎画伯の旧蔵書で、内容は美学・美術史に関するものが中心である。 4, 151 冊 (美学)
20. 田中文庫 本学部西洋古典学教室の創設者である田中秀央博士の西洋古典関係図書のコレクションである。 1, 875 冊 (西洋古典学)
21. 田中美知太郎文庫 本学部名誉教授 (西洋哲学) 田中美知太郎博士の旧蔵書 (洋書) で、ギリシア・ローマ時代の哲学、特にプラトン、アリストテレスに関する専門的文献が中心となっている。現在日本では入手困難な 1500 ~ 1700 年代の図書も数多い。 2, 974 冊 (西洋哲学史)
22. 田辺文庫 本学部名誉教授 (哲学) 田辺元博士旧蔵のコレクション。長期にわたる博士のドイツ留学中にもとめられた図書は日本では入手しがたいものが多く、博士の研鑽の跡を知る書き入れ本も多い。 1, 412 冊 (哲学)
- ※23. 唐学斎旧蔵書 本学部教授 (中国語学中国文学) であった吉川幸次郎博士の蔵書の一部で、経学と五・四前後の掌故に関する資料には稀覯の書が少なくない。 628 冊 (中哲文)
24. 時野谷文庫 本学部教授であった時野谷常三郎博士の旧蔵書。ドイツ史、ことにビスマルク関係文献が多い。 180 冊 (西洋史学)
25. 朝永文庫 本学部名誉教授 (西洋哲学史) 朝永三十郎博士の旧蔵書で古代より近代に至る哲学史関係の洋書を中心とする。 622 冊 (哲学)
26. 中原文庫 本学部名誉教授 (西南アジア史学) 中原与茂九郎氏の旧蔵書 (洋書) で、アッシリア学関係、特にメソポタミア史の文献が中心となっている。 301 冊 (西南アジア史学)
27. 西田文庫 本学部名誉教授 (哲学) 西田幾多郎博士旧蔵の哲学関係図書のコレクションである。同教授の手稿も多い。 1, 627 冊 (哲学)
28. 西田直二郎旧蔵洋書 本学部名誉教授 (国史学) 西田直二郎博士旧蔵の洋書。ドイツを中心としたヨーロッパにおける日本文献、文化史に関するものが多い。 701 冊 (国史学)
29. 民研本 元民族研究所の蔵書で、社会民族学関係図書の一大コレクションである。集書の内容は、太平洋諸地域民族の宗教、経済、風俗、慣習等に関するものが中心で、中国・蒙古に関する漢籍も多い。 6, 440 冊 (社会学)
30. 米田文庫 本学部教授 (社会学) であった米田庄太郎博士旧蔵の社会学関係のコレクションで、19 世紀から 20 世紀にかけての欧米の理論社会学の図書が多い。 3, 150 冊 (社会学)

なお、特殊文庫の説明は文学研究科図書館ホームページにも記載しています。

<https://www.bun.kyoto-u.ac.jp/lib/research/special-collection>

6. 気象警報発令時及び公共交通機関不通時の文学部・文学研究科に係る 授業・試験の取扱い

気象警報が発令された場合又は公共交通機関が不通の場合、学生の事故防止のため、文学部・文学研究科の授業・試験を次のとおり取扱う。

1. 授業の休止，試験の延期

①下記(1)又は(2)の場合は，授業を休止し，又は試験を延期する。

(1) 京都市又は京都市を含む地域に特別警報，暴風警報が発令された場合，又は次の(イ)，(ロ)のいずれかに該当する場合

(イ) 京都市営バスが全面的に不通の場合

(ロ) JR 西日本(京都発着の在来線)，阪急電車(河原町・梅田間)，京阪電車(出町柳・淀屋橋又は中之島間)，近鉄電車(京都・西大寺間)，叡山電車のうち，いずれか3以上の交通機関が全面的又は部分的に不通の場合

(2) 文学部長・文学研究科長の判断による場合

②授業・試験開始後に上記(1)又は(2)の事態が生じた場合は，授業を休止し，又は試験を延期する。

2. 特別警報，暴風警報の解除，公共交通機関の運行再開に伴う授業・試験の実施

特別警報，暴風警報が解除された場合，又は公共交通機関の運行が再開された場合は，以下の基準により授業・試験を実施する。

①午前 6 時 30 分までに解除・運行再開の場合 1 時限から実施

②午前 10 時 30 分までに解除・運行再開の場合 3 時限から実施

3. 特別警報，暴風警報の発令・解除，公共交通機関の運行の確認・周知

①特別警報，暴風警報の発令・解除及び公共交通機関の運行の確認は，テレビ・ラジオ等の報道機関の報道による。

②1 時限開始後に上記 1 ①の事態が生じた場合は，掲示等により周知する。

附 記

この取扱いは，平成 16 年 10 月 1 日から実施する。

附 記

この取扱いは，平成 22 年 7 月 15 日から実施する。

附 記

この取扱いは，平成 27 年 7 月 16 日から実施する。